

# 刑 法

平成20年1月5日（土） 13:00～14:30

## 解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、**第1問**と**第2問**とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき1枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

**〔第1問〕（配点：50点）**

Aは、妻の従姉甲がその養母から多額の遺産を相続した際に、その相続税を脱税しようとしているのではないかと疑いを持ち、これにつけこんで、甲から金員を取得しようと企て、甲方において、甲に対し、「自宅付近から不審なちんぴら風の男に後をつけられ、相手の男から、『甲の脱税資料を持っている。この資料が税務署に渡るとばく大な追徴金が甲さんにかかる。この資料を1億くらいで甲さんに売りたいので、仲に入って交渉してほしい。』と言われて交渉を頼まれた。」「明日、相手の男と喫茶店で会い、脱税資料を引き取る交渉をするので、買い取る金を覚悟してほしい。」などと申し向け、翌日、甲方において、上記の不審な男から脱税資料を5000万円で買い取るため金を用意するよう告げて、金員の交付方を要求した。甲は、もしこの要求に応じなければ、脱税資料の買取りを要求してきた者がその資料を税務署に提出し、多額の相続税等を徴収され、かつ、その者から自分の身体・財産にどのような危害を加えられることになるかも知れないと畏怖し、翌日、現金5000万円をAに交付した。

Aの罪責を論じなさい。

**〔第2問〕（配点：50点）**

Xは、飲食店前の路上において、通行中の知人にからんでいたところ、その直前まで共に飲酒したAに制止されたが、それを聞き入れるどころかかえってこれに不満をいだき、あげくはAと口論に及ぶや、これまではAは自分に対しいわゆる弟分格であり、日ごろもそのようにふるまってきたのに兄貴分の関係にある自分に助勢せず相手方の肩を持ち、あまつさえ反抗的な態度に出たといった憤慨し、Aと闘争に及び場合によっては同人を殺害しようと決意した。Xは、自宅から日本刀を持ち出し、待機させていたタクシーに乗車しようとしたところ、おりから、前記事情を聞知したYより言葉巧みに連れ出されたZが刺身包丁を携帯してYとともに同所に駆けつけてきたので、ここに3名が合流のうえタクシーに同乗し、前記飲食店付近に向かった。その途上、Zは、XからAとの前記いきさつを聞かされたうえ日本刀を使用してAと喧嘩闘争に及ぶ決意であることをひれきされるや、Xの助太刀として闘争に加担し、Aに傷害を負わせようと決意し、Xに助太刀をする旨表明し、Xもまたこれを受け入れた。3名は前記飲食店付近の路上に至り、同所でAを認めるや、Xは直ちにAに切りつけるべくタクシーから降車しようとしたが、付近にいたAの連れもの者2、3名にタクシーのドアを押さえられるなどして制止された。その間、Zは、タクシーから直ちに降車し、いきなり所携の刺身包丁でAの大腿部を2回突き刺し、さらに頭部を殴打するなどし、よってAに治療約3週間を要する傷害を負わせた。

XおよびZの罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

以上